

公告第 1 1 0 9 号

任意継続被保険者の標準報酬月額について、健康保険法第 47 条第 2 項の規定により、平均標準報酬月額を下記のとおり公告する。

記

1. 平均標準報酬月額（令和 7 年 9 月 3 0 日現在）

3 5 8, 7 7 4 円

2. 標準報酬の基礎となる報酬月額及び適用年月日

①上限標準報酬月額 3 6 0 千円

②適用年月日 自：令和 8 年 4 月 1 日

至：令和 9 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 1 0 月 1 日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川



以上